

◎新潟県告示第709号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院
- 2 所 在 地 南魚沼市浦佐4132番地
- 3 有効期間 令和3年6月1日から
令和6年5月31日まで